

農地法第5条届出書の添付書類一覧表

(光台・桜が丘・祝園西・精華台以外の場合)

精華町農業委員会

添付書類名	市街化区域		内 容
	狛田駅東 (区画整理 事業地)	市街化 区域	
土地登記事項証明書	○	○	3ヶ月以内
公図の写し		△	申請地を赤で表示し、隣接地の状況（地目、所有者名、耕作者名）表示する。
位置図	○	○	申請地の位置及び付近の状況がわかるもの。
住民票	○	○	双方。
農地転用等の通知書 地区除外申請書	○	○	川西土地改良区地区内農地転用の場合、書類（添付用紙）作成の上、土地改良区へ提出。
隣地承諾書		○	添付用紙を使用。（認印可）
開発許可書の写し	○	○	都市計画法第29条の開発許可を要する場合。
土地利用計画図		○	
施設構造図等		○	①排水図（雨水・汚水・雑排水経路を図示）、 ②造成断面図③施設構造図（平面図・立面図）
小作に関する合意解約書	○	○	小作のある場合。
法人登記事項証明書	○	○	法人の場合。
換地証明書（写し）	○		
換地指定図（写し）	○		
委任状	○	○	委任に基づく代理人申請の場合。
提 出 部 数			1 部 （正 1 部）